

令和6年度冬の交通事故防止県民運動実施要領

1 実施期間

令和6年12月15日(日)から12月24日(火)までの10日間

2 運動の趣旨

冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴う交通事故や、冬休み中のこどもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

3 運動の重点

- ① スピードダウンの徹底
- ② 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 冬道用タイヤ装着の徹底

4 スローガン

「飲みません 今日私は私が ハンドルキーパー」

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冬道用タイヤの装着確認や冬道の危険性・特徴について話し合うなどし、冬道での交通事故を防止する。 ○ 夕暮れ時以降の外出時は、家族全員が反射材用品等の着用を習慣付け、安全な横断方法を実践する。 ○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。 ○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転^{*1}を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。 ○ 車も自転車もスピードが出るほど危険性が増すことを認識し、市街地や交差点、カーブ等ではスピードダウンを心掛け、安全なスピードで走行するよう注意し合う。 ○ 飲酒運転の危険性や違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性を確認した冬道用タイヤへの交換を徹底させ、職場全体で冬道の安全運転（いち、にっ、さん運動）を実践する。 ○ 町内会、自治会、母の会、老人クラブ等は、高齢者やこどもを中心とした交通安全講習会を開催し、地域全体で交通安全意識を高める。 ○ 各種行事や学校でのホームルーム等を活用し、こどもの冬休み期間中における交通事故防止について意識を高めるほか、保護者に対する注意喚起を行う。 ○ 飲酒運転の危険性や違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動^{*2}の周知や運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「許さない」を徹底する。 ○ 飲酒する際は、あらかじめ同席する者同士で帰宅方法を確認するなど、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、午後4時からのライトの早め点灯、原則上向きライト走行を呼び掛ける。 ○ ゆとりのある運転計画を立て、気象情報に基づいた適切な指示を行うなど、安全運転管理を徹底する。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体等を通じて、冬道の安全運転（いち、にっ、さん運動）の実践や冬道用タイヤ装着などの広報を推進する。 ○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの意識付けを図る。 ○ 飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 午後4時にはライトの早め点灯、原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。

運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性を確認した冬道用タイヤへの交換を徹底し、積雪・凍結路の走行に備える。 ○ 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。 ○ 冬道の安全運転(いち、にっ、さん運動)の実践に加え、天候・路面状況に応じた確実なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則等の「自転車安全利用五則」を遵守し、新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の罰則強化)を理解して、正しい交通マナーを実践する。 ○ 歩道通行時は、歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げる時は必ず一時停止する。 ○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。 ○ 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着用する。 ○ 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。 ○ 乗車前等、適切な点検・整備を実施し、安全利用に努める。 ○ 悪天候時や路面凍結時、体調不良時等の安全に自転車が利用できない場合は利用を控えるよう努める。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の徹底と左右の安全確認、手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。 ○ 夕暮れ時以降の外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 高齢者は、夕暮れ時や夜間の交通事故の被害に遭うリスクの高い時間帯の外出を控えるよう努め、外出時は、明るい服装と反射材用品等を着用する。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断をする。

《飲酒運転4(し)ない運動》
<ol style="list-style-type: none"> 1 運転するなら酒を飲まない。 2 運転する人に酒を提供しない。 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

《安全運転五則》
<ol style="list-style-type: none"> 1 安全速度を必ず守る。 2 カーブの手前でスピードを落とす。 3 交差点では必ず安全を確かめる。 4 一時停止で横断者の安全を守る。 5 飲酒運転は絶対にしない。

《冬道の安全運転(いち、にっ、さん運動)》
<ol style="list-style-type: none"> 1 一割スピードダウンしよう。 2 二倍の車間距離をとろう。 3 三分早めに出発しよう

《自転車安全利用五則》
<ol style="list-style-type: none"> 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

《3(サン)ライト運動》
<ol style="list-style-type: none"> 1 ライトの早め点灯・原則上向きライト (ハイビーム) 走行 2 反射材用品、LEDライト等の着用 3 右からの横断者、左からの車に注意

- ※1 危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用すること。
- ※2 自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動。